

# 東北工業大学建築学科同窓会 「尚建会」会則

## 第1章 総 則

- 第1条 この会は東北工業大学建築学科同窓会「尚建会」と称する。
- 第2条 この会は会員の親睦を計ると共に全学同窓会の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 会員相互の親睦をはかる。
  2. その他本会の目的達成に必要な事業
- 第4条 この会は事務局を東北工業大学建築学部建築学科内におく。

## 第2章 会 員

- 第5条 この会は次の会員によって構成される。
1. 正 会 員 東北工業大学建築学科卒業生及び大学院修了生
  2. 学生会員 ” 学 生
  3. 特別会員 正会員、学生会員以外の東北工業大学建築学科現職員、旧職員

## 第3章 役 員

- 第6条 この会に次の役員をおく。
- |      |            |     |     |
|------|------------|-----|-----|
| 名誉会長 | 1名（学部長とする） | 会 長 | 1名  |
| 副会長  | 3名以内       | 幹 事 | 若干名 |
| 会 計  | 2名         | 監 事 | 2名  |
| 顧 問  | 若干名        |     |     |
- 第7条 本会の役員は任期を2年とし、名誉会長、顧問以外の役員は正会員、特別会員の中より総会において選出する。ただし、再任を妨げない。また、卒業年次ごとに2名の代表を選任する。
- 第8条 会長及び副会長は役員会がこれを選任する。
- 第9条 監事は役員会が正会員の中から選任する。

## 第4章 会 議

- 第10条 会議は総会及び役員会の2種とし、会議は会長がこれを招集する。
- 第11条 総会は正会員をもって組織する。
- 第12条 総会は年1回を原則として6月にこれを招集する。
- 第13条 総会の決議は出席会員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決める。
- 第14条 役員会は役員をもって構成する。
- 第15条 役員会は役員の過半数をもって成立し、議事は出席役員の過半数をもって決する。  
但し、委任状をもって出席にかえることができる。  
役員会の議長は会長とする。
- 第16条 役員会は前年度の収支決算、会務の報告、会則の変更、細則の制定実施及び改正、その他必要事項を決議し総会に報告する。

## 第5章 資産及び会計

- 第17条 この会の資産は事業収益、寄付金及びそれらの利子をもってこれにあてる。
- 第18条 この会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。
- 第19条 収支決算は毎年1回監査を得て会長が会員に報告しなければならない。

## 付 則

本会則は昭和55年6月1日より施行する。  
本会則は令和3年4月1日より改正施行する。